

ピープルファーストジャパン

けっせい たいかい
結成大会

しりょうしゅう
資料集

2004年^{ねん}9月^{くがつ}19日^{にち}

おおさかふ ひがしおおさかし
大阪府 東大阪市

「ライティーホール」

【 もくじ 】

プログラム		2 , 3 ページ
だい ごうぎあん 第 1 号議案	かいそくあん 会 則 案 について	べっし 別紙
だい ごうぎあん 第 2 号議案	やくいんあん 役 員 案 について	4 ~ 1 1 ページ
だい ごうぎあん 第 3 号議案	ねんどうかつどうほうしん 2 0 0 4 年 度 活 動 方 針 について	1 2 ~ 1 7 ページ
だい ごうぎあん 第 4 号議案	ねんどよさんあん 2 0 0 4 年 度 予 算 案 について	1 8 ~ 1 9 ページ
けっせいせんげん 結 成 宣 言		2 0 ページ
さっぽろいくせいえんじけん 「 札 幌 育 成 園 事 件 」	まつおかとしお 松 岡 敏 雄 さん	2 1 ~ 2 3 ページ
ななおふくしえんできしじけん 「 七 生 福 祉 園 溺 死 事 件 」	おだじまえいいち 小 田 島 栄 一 さん	2 4 ~ 3 0 ページ
ロバート・マーチンさんのスピーチ		べっし 別紙 (英 語)
リー・ウェイ・ホンさんのスピーチ		

【 プログラム 】

【 午前ごぜんの部ぶ 】

じゅうじ ふん
10時30分 かいがいしき
開会式

じゅうじ ふん
10時40分 かいがい
開会のあいさつ

じゅうじ ふん
10時45分 らいひん
来賓のあいさつ

ロバート・マーチン（ニュージーランド）

リー・ウェイ・ホン（ピープルファースト香港ほんこん）

D P I にほんかいぎ
日本会議

じゅういちじ ふん
11時20分 だい ごうぎあん かいそくあん
第1号議案 会則案について

じゅういちじ ふん
11時45分 だい ごうぎあん やくいんあん
第2号議案 役員案について

じゅういちじ ふん
11時55分 だい ごうぎあん ねんど かつどうほうしんあん
第3号議案 2004年度 活動方針案について

じゅうにじ ふん
12時00分 だい ごうぎあん ねんど よさんあん
第4号議案 2004年度 予算案について

じゅうにじ ふん
12時25分 けっせいせんげん
結成宣言

じゅうにじ ふん
12時30分 小ぜん ぶ
午前の部 おわり

【 午後ごごの部ぶ 】

いちじ ふん
1時30分

だい ぶ じんけんしんがいじけん ほうこく
第1部 「人権侵害事件の報告」
さっぽろいくせいえんじけん まつおかとしお
「札幌育成園事件」 松岡敏雄さん

ななおふくしえんできしじけん おだじまえいいち
「七生福祉園溺死事件」 小田島栄一さん

ロバート・マーチンさんのスピーチ

リー・ウェイ・ホンさんのスピーチ

かいじょう はつげん
会場からの発言

さんじ ふん
3時5分

だい ぶ くに かんが
第2部 「国はどう考えているか」

こうせいろうどうしょう おおつかあきら
厚生労働省 大塚晃さん
こうせいろうどうしょうしょうがいほけんふくしぶきかくかしょうがいふくしせんもんかん
(厚生労働省障害保健福祉部企画課 障害福祉専門官)

かいじょう はつげん
会場からの発言

さんじ ふん
3時50分

しゅうかいけつぎ
集会決議

よじ
4時

ごご ぶ
午後ごごの部ぶ おわり

ピープルファーストジャパン やく いん あん 役 員 案

しちがつ にち
7 月 3 1 日
かく いいんかい えら ぜんこくいいん
各ブロック委員会から選ばれた全国委員により
かき やくいんあん き
下記のような役員案が 決まりました。

かいちょう めい
会 長 (1 名)

おだしまえいち かんとう だいひょう
小田島栄一 (関 東 ブロック代 表)

ふくかいちょう めい
副 会 長 (2 名)

さ さ き のぶゆき かんとう だいひょう
佐々木信行 (関 東 ブロック代 表)

つちもとあきお ほっかいどう とうほく だいひょう
土 本 秋 夫 (北 海 道 ・ 東 北 ブロック代 表)

じむきょくちょう めい
事 務 局 長 (1 名)

うめはらよしのり ぜんこくいいんかいじむきょく
梅 原 義 教 (全 国 委 員 会 事 務 局 から)

しょき めい
書 記 (2 名)

いけざきよしひさ きんき だいひょう
池 崎 善 久 (近 畿 ブロック代 表)

めいけつじん
1 名 欠 員

かいけいかんさ めい
会 計 監 査 (2 名)

いくたすすむ きんき だいひょう
生 田 進 (近 畿 ブロック代 表)

まつおかとしお ほっかいどう とうほく だいひょう
松 岡 敏 雄 (北 海 道 ・ 東 北 ブロック代 表)

にんき
任期は、2004年9月19日～2006年の定期総会まで

かいちょう こうほ
「会 長」候補

おだしま えいいち
小田島 栄一

かんとう だいひょう
関 東ブロック代 表

しょぞく ひがしくるめ
所 属：ピープルファースト東久留米



ぼくは 「かいちょう」をやりたいです。

「かいちょう」になったら じけんのことからなかまのけんりをまもったり
しせつからでて ちいきでくらすことを しえんをしたいです。

なにか だいじなことを はやまってやらないで じかんをかけて
かんがえることが だいじじゃないのかな と おもいます。

ぼくたちが どんなにがんばっても かんがえは いろいろあります。
いけんは ひとつじゃないので だいひょうは まとめていくのが
だいじじゃないかと おもいます。

ピープルファーストジャパンを ぜんにほんてをつなぐいくせいかいに
まけないように そして おやのかいじゃないとうじしゃのそしきを つ
くっていきたいと おもいます。

ひろく やっていききたいと おもいます。

ふくかいちょう こうほ
「副会長」候補

ささきのぶゆき
佐々木 信行

かんとう だいひょう
関東ブロック代表

しょぞく とうきょう
所属：ピープルファースト東京



ピープルファーストジャパンの副会長に立候補をします。

けつい
決意。

じぶん やくいん こま なかま たす
自分が役員になって困っている仲間たちを助けてあげたい。

やくいん ちから
役員が力をあわせてピープルファーストジャパンを
もりあげていきたい。

いま かいごほけんとうごうもんだい
今、介護保険統合問題にもピープルファーストジャパンとして
せっきょく とりく
積極して取り組んでいきたい。

ふくかいちょう こうほ
「副会 長」候補

つちもと あきお
土本 秋夫



ほっかいどう とうほく だいひょう
北海道・東北ブロック代 表

しょぞく ほっかいどう
所属：ピープルファースト北海道

「ピープルファーストジャパン」の副会 長に立候補します！

これまで「こころざし たか 志」を高く、「けいぞく ちから 継続は力なり」と、むずか 難しいこともたくさん
ありましたが、あきらめないで、なかま 仲間たちにきたえられながら、たす 助けられ
ながら、つづ 続けてくることができました。

これからもやくいん 役員として、かいちょう たす 会 長を助け、「わたしたちはしょうがいしゃで
あるまえ にんげん 人間である」であることをもとに、なかま 仲間たちに対する「さべつ たたか
い」「けんり まも 権利を守り」、ちいき せいかつ 地域で生活するためにひつよう 必要とするてきせつ 適切なサービスを
ようきゅう つづ 求め続け、だれ 誰でもちいき 地域で「いきいき・のびのび・ゆうゆう」と
よりよいせいかつ 生活ができるしゃかい 社会、ノーマライゼーションしゃかい じつげん 社会の実現に向けて、
やっぴい おも やっていきたいと思ひます。

じむきょくちょう こうほ
「事務局 長」候補

うめはら よしのり
梅原 義教

ぜんこくいいんかいじむきょく
全国委員会事務局

しょぞく おおさか
所属：ピープルファースト大阪



「ピープルファーストジャパン」の事務局 長^{じむきょくちょう}に立候補^{りっこうほ}します

ぼくが事務局 長^{じむきょくちょう}をやりたいのは、あちこち、これからゆっくりと
ピープルファーストをつくりたい。

だから、ピープルファーストジャパンの事務局 長^{じむきょくちょう}になって、
みんなをまとめていきたいと^{おも}います。

「書記」候補
いけざき よしひさ
池崎 善久

きんき だいひょう
近畿ブロック代表
しよぞく なら
所属：ピープルファースト奈良



「ピープルファーストジャパン」の書記に立候補します

やくいん
役員になって、これからやっていきたいのは

いま、みんなと力をあわせて たたかってきたなかで、

もっとより多くの仲間をあつめて、

パワーをおおくしながら、みんなで力をあわせてがんばっていきたい。

かいけいかんさ こうほ
「会計監査」候補

いくた すすむ
生田 進

きんき だいひょう
近畿ブロック代表

しょぞく おおさか
所属：ピープルファースト大阪



「ピープルファーストジャパン」のかいけいかんさ りっこうほ
会計監査に立候補します

かね み は やく
お金の見張り役をしたい。たらんかったら、そんなこと
うるさくい
言っていきたい。

いま
今まで、いろんなことしてきました。

アラスカや、カナダに行^いって、ピープルファーストのせかいたいかい
世界大会を

み
見てきました。スウェーデンにもべんきょう い
勉強に行きました。

にほん
日本にも、ピープルファーストをつくって、ちから
力あわせていきたいです。

いま
今、いろいろじけん
事件がおこっています。じけん
事件はなくさなあかん！

そのためにも、ピープルファーストのちから ぜったいひつよう
力が絶対必要です。

かいけい かんさ こうほ
「会計監査」候補

まつおか としお
松岡 敏雄

ほっかいどう とうほく だいひょう
北海道・東北ブロック代表

しょぞく ほっかいどう
所属：ピープルファースト北海道



かいけい かんさ りっこうほ
「ピープルファーストジャパン」の会計監査に立候補します！

かね
「ピープルファーストジャパン」のお金のチェックをしたいとおもいます。

いま にゅうしょしせつ じんけんしんがい うけつづ なかま
今なお入 所施設で人 権侵 害を受け続ける仲間たちのために、
これまで、わたしが うった さいばん おうえん つづ なかま
これまで、わたしが 訴 えた裁 判を応 援し続けてくれた仲間たちのために、
そして仲間たちの地域生活、そして自分の地域生活を守るために、
ちいき くら にゅうしょしせつ つよ うった
「地域で暮したい！」「入 所施設はいらない！」と強く 訴 え、
やくいん やくわり は おも
役員として役 割を果たしていきたいと思います。

だい3ごうぎあん
第3号議案

2004年度「ピープルファースト ジャパン」活動方針(案)

かつどうほうしん あん

	かいぎ PFJ会議	つうしんはつこう 通信発行	じっごういいんかい たいかい 実行委員会・大会	た セミナー・その他
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月	19日 ていきそうかい 定期総会		19日(大阪) おおさか けっせいたいかい PFJ結成大会	
10月		20日	20日(水)(東京) とうきょう かいごほけん どうごうはんたい 「介護保険 統合反対！」 こうぎこうどう 抗議行動	
11月	ぜんこくいいんかい 全国委員会		5日 とくしまたいかいじっごういいんかい PF徳島大会実行委員会 6～7日 PF徳島大会 とくしまたいかい	
12月		20日		
1月	ぜんこくいいんかい 全国委員会		たいかいとくしまはんせいかい PF大会徳島反省会 2005年 PF にいがたたいかい 新潟大会 ぜんこくじっごういいんかい 全国実行委員会	
2月		20日		とうじしゃ PFJ当事者セミナー ちゅうごく しこく (中国・四国)
3月	ぜんこくいいんかい 全国委員会		にいがたたいかい PF新潟大会 ぜんこくじっごういいんかい 全国実行委員会	

かつどうほうしん あん
活動方針(案)について

ピープル ファースト!

わたしたちは しょうがいしゃ で あるまえに 人間なんだ!

わたしたちの仲間たちに 対する 差別・虐待、人権侵害を 許すな!

人間として す 住みなれた 地域で 当たり前

「いきいき・のびのび・ゆうゆう」と 生きる 権利が あるんだ!

入所施設 は いない! 地域で 生きるぞ!

「ピープル ファースト ジャパン」は、この会の 目的を 達成する た

めに、本日、2004年9月19日 から 2005年3月31日 まで

の間に、次の 活動を 行います。

かつどうないよう
【活動内容】

1. 「支援費制度と介護保険制度との統合に断固反対する！」抗議行動を行ないます。

わたしたちが受けることのできる「ふくしサービスや制度」を、悪く変えることは、絶対に許さない！

これまでも、「ピープルファースト ジャパン設立準備委員会」として、

「統合断固反対！」抗議の声をあげて、厚生労働省の担当者と何度も

も直接会って話しをしました。そして、何度も厚生労働省の前で

抗議のビラをくばり、抗議の声を上げました。

ぐたいてき かつどう
具体的な活動

10月20日(水)に、「厚生労働省」へ直接、抗議行動を行ないます！

集会・デモ・座りこみなど、全国の仲間たちと力を合わせて行動

し、統合の白紙撤回を要求し、最後の最後まで闘い続けます！

2. わたしたちの仲間たちへの 人権侵害事件に 抗議し 仲間たちの

相談にのって、一緒に よく考えて 応援し 共に 闘います！

「松岡敏雄」さんの裁判、「七生福祉園溺死事件」の裁判などを 引き続
き 応援し 共に 闘います！

仲間たちから「入所施設に入りたくない」「入所施設から出たい」と

いう訴えがあれば、相談にのって、一緒に よく考えて ひとり

も 多くの 仲間たちの 希望が 実現できるよう 応援していきま

す！

具体的な活動

(1) 裁判に行き、裁判の様子や結果を仲間たちに報告をします。

(2) 全国各地の仲間たちからの訴えを聞き、できることを、ひとつひとつ、

応援していきます。

3. わたしたちの仲間たちが 差別を受けない「法律」の制定を、国に強く求めます！

わたしたちの仲間たちに対する「差別や事件」が、全国でつぎからつぎに おこっています。

しかし、差別や虐待、人権侵害を受けても、今のこの国の「法律」では、わたしたちの仲間たちを、守ってくれません！

具体的な活動

- (1) 厚生労働省の役人と直接会って、わたしたちの仲間たちに対する「差別や人権侵害事件」について話し合う場を、定期的につくるよう要求し、『差別禁止法』を、1日も早く作るよう訴えます。

4 「ピープルファーストジャパン」の主張を多くの人に伝え、共に闘い、

行動するピープルファーストの仲間や支援者を増やしていく！

これまで、そして今もなお、人としての権利を奪われ続けてきた、全国

のわたしたちの仲間たちに呼びかけます！

自分のことは 自分で 選んで 決めるんだ！

自分の権利は 自分で主張し 守っていくんだ！

仲間の みんなで 力を合わせて

自由で 幸せな 「いきいき・のびのび・ゆうゆう」とした

生活を 自分たちの 力で つくって いこう！

具体的な活動

(1) 通信の発行

全国の仲間たちに、「ピープルファーストジャパン」の主張や活動を

知らせるために、「ピープルファースト通信」を発行します。

2005年3月31日までに、3回発行します。1回で1000部を

発行します。

(2) 「ピープルファーストジャパン・当事者セミナー」の開催

これまで、交流の少ない地域の仲間たちに呼びかけて、協力し合

い「セミナー」を開催する。

現在ブロック代表を選ぶことが難しい地域を中心に 行います。

2004年度「ピープルファーストジャパン」会計予算案

2004年9月19日「ピープルファーストジャパン結成大会」

収入の部

会計区分	内容	2004年度予算 (円)	くわしい内容
会費	正会員 アドバイザー会員 協力会員	300,000 300,000 500,000	300人から、各1,000円として 150人から、各2,000円として 100人から、各一口5,000円として
寄付金	カンパ	150,000	結成大会、徳島大会などの会場に、カンパ箱を置く
活動収入	しつぱつりよう 執筆料	50,000	各種団体からの機関誌への執筆依頼など
合計		1,300,000	

支出の部

会計区分	内容	2004年度予算 (円)	くわしい内容
事務費	印刷製本費 通信費 消耗品費	100,000 100,000 50,000	「PF通信」の発行(3回)やPFJ宣伝チラシ、会議の資料などの印刷代 全国事務局の電話、ファックス代や「PF通信」、「会員証」などの郵送代 封筒、テープ、のり、ホチキス、マジックなどの事務用品
会員証作成費	会員証発行費	90,000	一枚150円とインク代で550人分の会員証を作成
活動費	会議費 調査・研究費 旅費・交通費	50,000 50,000 500,000	会場代など 本や機関誌の購入、各種団体の研修会への参加費など 事務局交通費、「セミナー」開催する時の交通費補助、全国委員会交通費補助など
保険料	行事保険料	10,000	「セミナー」を開催する時などの保険料
予備費	予備費	50,000	事務費や活動費などで、緊急にお金が必要になった時に備えて
合計		1,000,000	

収入の部 1,300,000円 - 支出の部 1,000,000円 差し引き残高(次年度繰越金) 300,000円

ほそく せつめい
補足説明

1, 印刷製本費について

「ピープルファースト通信」を1回、発行するのにかかるお金 = 15000円
封筒代 1枚2円 × 1000部 = 2000円
紙代 1枚0.5円 × 4000枚 = 2000円
印刷代 1枚1円 × 8000回 = 8000円
その他(ラベルなど) 3000円

2, 通信費について

ピープルファースト通信 1通8円 × 1000部 = 8000円
会員証 郵送費 1通80円 × 550通 = 44000円

3, 旅費・交通費について

全国委員会交通費について

ピープルファースト大会全国実行委員会では、1人分の交通費の補助がある
全国実行委員会の前後に全国委員会を開催することにす。

ジャパンとしても、全国委員会の交通費を1人半額出す(上限あり)

全国委員が出す交通費は、支援者と2人で来ると考えると

全国委員(当事者) 全部出る
全国委員の支援者 半分 出る

今までやる気はあっても、交通費が出せなかった団体も参加できるようになる。
参加することが大切です。会議に出てリーダーになる力をつけることが大切です
リーダーが増えれば、全国にピープルファーストを広げることができます。

「ピープル ファースト ジャパン」

(けっせいせんげん)

『結成宣言』

- 今の「教育」や「福祉」に関する^{こえ}ことに、わたしたちの^い声を取り入れるよう^{つよ}強く^{もと}求める！
- わたしたちは、^{ちいき}地域で^{ひと}人として^{あたり}当たり^{まえ}前の^{せいかつ}生活ができるよう^{もと}求める。そして^{いま}今^{しせつ}施設に^{にゅうしょ}入所している^{なかま}仲間たちも、^{かずおほ}数多く^{ちいきせいかつ}地域生活ができるように、^{ちいき}地域^ふくしサービスを^{たくさん}たくさん^{つく}作ることを^{つよ}強く^{もと}求める！
- この^{くに}国が^{おこな}行ってきた、^{とうじしゃ}当事者の^{いし}意志を^{むし}無視した「^{そち}措置」(^{かくりしゅうよう}隔離収容)は、^{じんけん}人権^{しんがい}侵害である。そのことの^{しゃがい}謝罪を^{つよ}強く^{もと}求める！
- ^{ぜんこく}全国の^{かくりしゅうよう}隔離収容されている^{とうじしゃ}当事者^{ぜんいん}全員の「^{かいほう}解放」を^{つよ}強く^{もと}求める！
- わたしたちが、これ^{いじょう}以上^{さべつ}差別を受け^{ない}ないために、「^{さべつきんしほう}差別禁止法」を^{はや}早く^{つく}作ることを^{つよ}強く^{もと}求める！
- 「^{まつおかとしお}松岡敏雄」さんの^{さいばん}裁判、「^{ななおふくしえんできしじけん}七生福祉園溺死事件」の^{さいばん}裁判は、^{おほ}多くの^{なかま}仲間たちがこれまで、そして^{いま}今も^{なほ}なお、^う受け^{つづ}続けている「^{じんけんしんがい}人権侵害」を^{だいひょう}代表するものであり、この^{さいばん}裁判を^{ささ}支え、^{とも}共に^{たたか}闘っていく！

「ピープル ファースト ジャパン」に ^{けっしゅう}結集した

^{なかま}仲間たちと ^{ちから}力を^あ合わせ ^{さべつ}差別と^{たたか}闘い

^{ちいき}地域での ^{せいかつ}よりよい生活を ^か勝ちとるために

わたしたち ^{じしん}自身が ^{こえ}声を^あ上げ

^{くに}国・^{かくとどうふけん}各都道府県・^{かくしちょうそん}各市町村 ^{たい}に対して

^{いま}今まで ^{いじょう}以上に ^{つよ}強く ^{うった}訴え ^{ようきゅう}要求して^いいく！！

ぼくの裁判闘争のアピール

『ピープル・ファースト北海道』

まつおか としお
松岡 敏雄

みなさん、こんにちは、『ピープル・ファースト北海道』の
まつおかとしお
松岡敏雄です。

みなさん、すでに、知っていることとは、おもいますが
もんだい しせつ さっぽろいくせいえん かんとく かんさ
問題の施設「札幌育成園」と、それを監督、監査をしなかった
ほっかいどう さっぽろいくせいえん い かって ねんきんこうざ
「北海道」「札幌育成園」の言いなりに、勝手にぼくの年金口座を
さっぽろいくせいえん こうざ かって ほっかいどうぎんこう
つくり、札幌育成園の口座に勝手にまわしていた「北海道銀行」
うった さいばん しせつ しら むせきにん
を訴えた裁判と、施設のことをよく調べずに、ぼくを無責任
しせつ い とうきょうとひのし かんとく せきにん
に施設に入れた「東京都日野市」、それを監督する責任のある
とうきょうと うった さいばん さいばん たたか
「東京都」を訴えた裁判、ふたつの裁判を闘っています。

札幌地方裁判所が、560万円を受け取り、裁判をなかったこと
にするよう和解を求めましたが、今もまったく自由のない施設にいる
なかま わかい もと いま じゆう しせつ
仲間たちのことをおもうと、ぼくは、お金だけもらっても、頭に来
るので和解を断り続けました。

2004年3月31日、「札幌育成園」「北海道」「北海道銀行」
うった さいばん さっぽろちほうさいばんしょ はんけつ で
を訴えた裁判の札幌地方裁判所の判決が出ました。

はんけつ うった りゆう ききやく
判決は、ぼくの訴えたすべてに、理由がないと棄却されました。
さっぽろいくせいえん ほっかいどう ほっかいどうぎんこう なに わる
「札幌育成園」「北海道」「北海道銀行」は、何も悪くない、
かね ぜんぶ しせつ きふ はんけつ
お金は全部ぼくが施設に寄付したんだという判決でした。

ぼくは、びっくりしました。

こないだまで560万円を受け取って和解をしると言い続けていた
裁判所は、どこへいったんだ。

ぼくは、納得できないし、許せませんでした。

何で和解をすすめていたのに、判決ではこうなるんだろうか。

わけがわからなくなりました。

その後、それは差別で、ぼくの住むこの、日本の国の法律には、施設
や役人、銀行を守る法律はあっても、ぼくたち「しょうがい」を持
ってしまった当事者を守る法律はないからだ、と教えても
らいました。

だからぼくは、弁護士たちと相談して「札幌高等裁判所」に控訴
しました。

ぼくたちの仲間たちを、守ってくれる法律が欲しいです。

いままでは、ばらばらだったピープルファーストを、強いものにする
ために、ピープルファーストジャパンの全国組織をつくり、自分た
ちの権利を社会に訴え、自分たちを守る法律をつくるために、力
を合わせて闘っていきたいとおもっています。

ぼくは、このピープルファーストジャパンの役員になりました。

これから、世界中の仲間たちと、差別や権利侵害をなくすため、自分
たちを守る法律を一緒につくるための運動をやっていきたいです。

さいごに、ぼくの話聞いてくれてありがとうございます。

さて、この原稿は、アメリカのニューヨークで発表する予定
で作った原稿でした。

が っ に ち
8月の20日にニューヨークの国 連こくれんというところへ行いって、
はっぴょう
発 表するつもりでしたが、ぼくは、アメリカへ行くことよりも
あさくさ かぶきちょう い あそ
浅 草と歌舞伎町へ行いって遊あそぶことを自己決定じこけていしちゃいました。

どうもすみませんでした。

「ごめんですむなら、医者いしゃも警 察けいさつもいらねエ」と、おやじには
しかられましたが、ぼくは、現 金げんきんを持もつと全部ぜんぶ使つかいたくなっちゃう
うのです。

アメリカでがんばって発 表はっぴょうしてこいとはげましてくれた、お
おぜいの人ひとたちに心 配しんぱいかけてしまいました。

ほんとう
本 当ほんとうにすみませんでした。

これからも、いろいろむずかしい裁 判さいばんをやっていきます。

こんな、ぼくですが、みなさんどうか応 援おうえんしてください。

七生福祉園溺死事件について

ピープルファースト東久留米 ひがしくるめ 小田島栄一 おだじま えいいち

ぼくたちは そんなことをやっても わかるのです。 しょくいんは すずむくんの
なくなる じかんもでたらめで はっきりいえないのは なんでなの。

かちょうは なんでおやにつたえなかったの。ふろでしんでいたのに みんなにあや
まらなかった。

「コーヒー3ばい」は なんだ。おそうしきのまえでいうのは いけないこと。なんで
しょくいんは ひとをころしてまでやっているのかな。へんだとおもう。

ぼくがななおにいたときに となりにすずむくんがいたので ぼくと あそんでいたのを
おもいだします。

しょくいんが りょうのなかにいるのに みんなのことがわからないから じけんがお
おくなっている。

しょくいんが しせつのみんなのことをして みんなどんなきもちでいるのか
わかるようにしてください。

ぼくは ちいさいとき しせつにはいりたくなかった。それでもいれられた。
もっとわかいときにでたかった。なんで かんたんにしせつにいれるのか。
なやんでいるのは おやだからといって おやどうして ぼくたちをぬきで
はなしあってきめることはやめてほしいです。

もう これいじょう しせつにいれないようにしていかないと こどもがかわいそうだと
おもいます。

なんで すずむくんはなくなってしまったのか。ざんねんでいっばいです。

みなさんもいっしょにたたかってください。よろしくおねがいします。

さいばんのことについて

さいばんではなした ななおのしょくいん きむら と いのまた と たくらさん
のことについて。 きむらさんは じかんは じむしょにいて そのあと おふるにいっ
たら すずむくんが たおれていたの で びっくりしたと いていました。 たくらさん
は きむらさんが どこにいるのかわからないといって じかんもわからない といっ
ていました。

ぼくは なんで ななおがおやにうそをつくのかわからない。

さいばんは ななおのかんがえがあまい。 きいていると ほんとは みまもりがたら
なかつたので もっとやってもらいたかった。

さいばんは さいごまでたたかっていくことになったら いいなとおもっています。

七生福祉園溺死事件の概要

2003年1月8日、東京都日野市にある知的障害者入所更正施設「東京都七生福祉園」で、入所中の佐藤進さんが寮内の風呂に入浴中、溺水死していたことがわかりました。

佐藤さんが生活していた寮では、午後6時に夕食が始まりましたが、時間を過ぎても佐藤さんが食堂にこないため、女性職員が寮内を探したところ、佐藤さんが浴室の浴槽でうつぶせになって浮いているところが発見されました。佐藤さんは既に意識がなく、市内の病院に搬送されましたが、午後7時20分に死亡が確認されました。

七生福祉園はこの事件に関して、「単に入浴も訓練の一つだった。予測不能の強度のてんかん発作が起き、死亡に至ったことはまことに遺憾(東京新聞)」「このような事故がおこったことは、誠に遺憾だが、過失はなかったと考えている(毎日新聞)」と一貫して責任を回避し、両親に対しても両親からの質問状が出されるまできちんとした経過説明を全く行いませんでした。また、園側が現在公式に佐藤さんが入浴を始めたとしている時間は、事件直後に園側がご家族へ説明した内容と食い違っています。

更に、死亡確認時に、園としての責任を明確にしなかったため、死亡解剖もされないまま、佐藤さんの死は闇に葬られました。

佐藤さんには日常的に、薬の副作用による眼球上転という発作がありました。月に2回～3回のペースで発作を起こしていた佐藤さんについて、一般的にも十分注意が必要である入浴中に、危険性があるということは十分に「予測可能」だったのではないのでしょうか。

また、事件当日の入浴時の職員体制が、他にも複数男性入所者がいるにもかかわらず、女性職員3人だけだったという職員配置にも大きな疑問が残ります。生存権が保障され、監護義務が課されている入所施設で、一人一人が亡くなったにもかかわらず、「遺憾ではあるが、過失はない」。七生福祉園だけでも、わずか5年の間に3人の利用者が事故や事件で亡くなっています。一人の命があまりにも軽視されてはいませんか。それとも入所施設という場所では、指導や訓練といった名目があれば、人が命を失う危険性すら肯定されてしまうのですか。進さんは、なぜ死ななければならなかったのでしょうか。

わたしたちは、この事件を通して、障害のある人たちの親御さんにも入所施設のことを再考して頂きたいと思っています。小さい頃から、親御さんと離れて入所施設で生活したいと思っている人はいません。ましてや、隔離された入所施設で一生を過ごしたいと思っている人は誰一人いません。

他に選択肢はないのでしょうか。

施設は、本当に、安全なところなのでしょうか。

障害のある人たちが地域で孤立しないような、親御さんが疲弊することなく、地域であたりまえの子育てができるような、地域で一人一人が自由と幸福を追求していけるような、地域生活支援の基盤作りを一層行なっていかなければなりません。

全国のみなさんのご協力をお願い致します。

(「七生福祉園溺死事件を明らかにする会」呼びかけ文より引用)

～七生福祉園溺死事件訴訟 公判概要～

第1回公判概要 2003年11月6日

被告七生福祉園側の答弁書は、大雑把にいうと、「親は、進さんに手を焼いて施設(七生福祉園)に預けたくせに、18年間も苦労して進さんの世話をした施設を訴えるとは何事だ」という内容でした。七生福祉園は自分の仕事の意味や起きた事故のことを深く考えて反省したりするつもりはないようです。

被告AIU(保険会社)の答弁書は、大雑把にいうと、「てんかん発作が原因だったにせよ、薬の副作用が原因だったにせよ、どちらにしても、進さん自身の体のことが原因だったわけだから、こういう場合には保険は下りない」という内容でした。

進さんの死因は、お風呂の中での溺死です。てんかん発作や薬の副作用でなくなったわけではありません。障害や薬の副作用に関連して事故・事件が起きたときには、保険金は下りないことになっているのでしょうか。本当にそんな保険金なのでしょうか。

裁判官は3人いました。裁判長は原告側(私たち)に、「何をすれば事故は防げたのか、ということについて、もう一度詳しく準備書面で書いて来てください。保険会社の言い分に準備書面で反論してください。」、被告都事業団側には、「七生福祉園としての、この事件の見方について、詳しく準備書面で書いて出してください。」と言いました。
(大石弁護士による報告より引用)

第2回公判概要 2003年12月18日

被告、都事業団側の準備書面は、事故当日の事実経過を述べたものでした。

被告AIUは、契約時の資料などを次回提出するように求められました。

原告側(私たち)は、「何をすれば事故は防げたのか」ということに対し、事件直前に頻回に起きている発作の状況や、一般的にも危険とされている浴室では、「できる限り進氏と一緒に入浴する、それができなければ5～10分程度おきに進氏の入浴状況を目で見て確認する、少なくとも5～10分程度おきに入浴している進氏に声かけをする」と、当然に必要な具体的な援助行為(支援)を答えました。これには、複数の知的障害者の施設関係の方達が協力してくれました。

AIUに対しては、準備書面の中で「必要・適切な援助行為がないということは、それを要する障害者にとっては、『放置』であり、一種の『暴力』であり、広い意味での『虐待』である、と解される。本件はそのような『不作為』による虐待が原因となった、『外因性』の事故であるものと解される。」などと答えました。

今回、被告都事業団は私達の調べとは異なった発言などもありました。

今後、法廷の中でそれらを明らかにしていく必要があります。

だい かいこうはん ねん がつ にち
第3回公判 2004年2月12日

ひこく と じぎょうだんがわ じゅんびしよめん さとう すすむ がんきゅうじょうてん ほっさ こうせいしんやく
被告、都事業団側の準備書面では、佐藤 進さんの眼球 上転発作は向精神薬「レボ
トミン」の副作用か否かは不明であるが、ジストニアの可能性が高い、しかし、眼球 上転
し じ において、ほとんど にちじょうせいかつ どうさ ししょう はんだん ほご
時においても、ほとんど 日常生活動作に支障がないと判断し、プライバシーの保護と
じんいん はいち どう てん たんどうにゆうよく あやま すすむ し たい いっしょ
人員配置等の点から単独入浴をさせていたことは誤りではなく、進氏に対して、「一緒
にゆうよく ふん ていど にゆうよくじょうきょう め み かくにん こえ
に入浴する、または5～10分程度おきに入浴 状況を目で見て確認する、声かけをする」
との援助行為を行う義務はない、と主張しています。

わたし さとう すすむ こうせいしんやく ふくようご たと じてんしゃ の
私たちは、佐藤 進さんが向精神薬を服用後、例えば自転車に乗れなくなったなどの
うんどう きのう あき えいきょう で にゆうよくちゅう がんきゅうじょうてん ほっさ たびたび
運動機能に明らかに影響が出ていたこと、入浴中の眼球 上転発作も度々あったこと
を聞いています。それにも関わらず、「声かけ」すら必要がなかったとする七生福祉園並び
と じぎょうだん りょうしゃ あんぜんはいりょ か い
に都事業団は、利用者への安全配慮、リスクマネジメントが欠けているとしか言いよう
がありません。

じゅんびしよめん まつ すすむ し たい つき ど したまわ わりあい めんかい おとす
また、準備書面の末には、「進氏に対しては、月に1度を下回る割合でしか面会に訪
れようとしなかった原告らよりも、18年間にわたり生活をともにし、同氏の成長を全面的
しえん えん あいちゃく いた ふか い う
に支援してきた園のほうは、はるかに愛着があり、痛みも深いとさえ言い得るのである。」
と記されています。

ななお ふくし えん と じぎょうだん りょうしゃ えんじょ せいしん かぞくたい いしき あらわ
これは、七生福祉園・都事業団の利用者を援助する精神、家族対する意識を表してい
ます。故に、なくなる直前に佐藤 進さんが絞ったタオルを、そのままダンボールに投げ投
げて家族に渡すという行動ができたのかもしれませんが。

じかい さいばん ちやう げんこくがわ わたし がんきゅうじょうてん いっぱんでき ぶんけん しりょう
次回までに、裁判長が原告側(私たち)に眼球 上転の一般的な文献や資料を
ていしゆつ もと
提出するように求めました。

だい かいこうはん ねん がつ にち
第4回公判 2004年3月25日

げんざい そうつてん すすむ がんきゅうじょうてん ほっさ とし じょうきょう
現在の争点は、進さんが眼球 上転発作の時、どういう状況であったかということ
で、原告側からは、ご家族の聞き取りをもとに準備書面が、事業団側からは、準備書面と
しょくいん めい がんきゅうじょうてん うった りょうしゃ めい ちんじゆつしよ ていしゆつ
職員9名、眼球 上転を訴える利用者2名の陳述書が提出されました。

げんこくがわ ないよう すすむ がんきゅうじょうてん こうせいしんやく ふくさよう がんきゅう
原告側の内容は、進さんの眼球 上転は向精神薬の副作用によるものであり、眼球
じょうてん ほっさ れんじつれんぞく ゆうがた おお かほう てもと あしもと
上転発作になると、連日連続すること、夕方になると多かつたこと、下方や手元、足元は
み いしき しょうしつ どうさ おうどう にぶ じしつ うご
見えず、意識は消失していないものの、動作や応答は鈍くなること、トイレや自室から動か
ない場合が多かつたこと、また、入浴は10分もかからなかつたことが具体的 状況を交え
て記述してあります。

じぎょうだん ないよう すすむ りょう しょくいん ちんじゆつ すすむ がんきゅうじょう
事業団からの内容は、進さんのいた寮の職員の陳述をもとに、進さんは眼球 上
てん じ いしき せいめい うんどうしょうがい ともな にちじょうせいかつ にゆうよく ふだん おこ
転時も意識清明で、運動障害を伴うこともなく日常生活や入浴を普段どおり行なえた
ので予見は不可能であった、また、単独入浴は、更生に必要な訓練、プライバシー及び

自己決定権の尊重、限られた人員の効率的な活用から十分に理由のあること、そして本件事故発生時に進さんが眼球上転をしていたことを示す資料は何一つ存在せず、明らかにになっていないので、事業団側に責任はない、というものでした。

AIUとの争点は、事故発生時のことをある程度明らかにした上で、整理するということがなり、次々回に見送られました。

職員の陳述には、『個別援助計画の内容については、懇談の際に同意を頂いていたが、特に佐藤さん自身の「生活日課」に対する意見や要望はなく、入浴に関しての配慮や要望も一切なかった』ともあります。

知的障害のある人たちの入所施設で、一般的にも事故が多発する入浴時に、眼球上転発作のある進さんが単独入浴をしたら、事故が起こることを予見できないのだとすれば、それは職員の怠慢としか言いようがないのではないのでしょうか。

少なくとも1時間以上発見されなかった進さんへの対応は、本当に「訓練」、「プライベート及び自己決定権の尊重」なのでしょう。全てを本人や家族の所為にするのであれば、職員の専門性、援助とは一体何なのでしょう。

こういった事業団、職員の意識が変わらない限り、これからも七生福祉園では事故が起き続けます。

裁判は、次回から事業団職員、進さんのご家族の人証申請を経て、証人尋問に入ります。

第5回公判 2004年4月22日

今回、原告側は準備書面(3)を出しました。その内容は、進さんが知的障害のある当事者であったこと、つまり、眼球上転発作がある前に、判断能力などにハンディキャップがあり、事故を未然に防ぐには、知的障害者入所施設として、専門的なケア(見守り、声かけなど)が必要だったことを主張したものでした。

このことに関して、事業団側は、この新たな主張について反論を用意し、それから、医学的所見を権威のある医師の方をお願いしていき、眼球上転について、医療機関と入所施設がどう違うのか、意見書を準備しますとのことでした。

今回の公判では、次回証人尋問をする方についての協議がされました。証人尋問の候補は数名いたのですが、結果として、裁判所としては、事件当時における、進さんの生活状況と、介護がどういふふうだったのか、当時の現状を把握することが目的となり、進さんの援助をどうすべきだったかは、後の問題として整理しました。

平成15年当時のことについて、原告側は進さんのお母さん、お兄さん、そして事業団側は、寮の事実上責任者である職員と、当日の夜勤であった職員のそれぞれ2名ずつを証人喚問することになりました。

第6回公判 2004年6月17日

2004年6月17日、進さんのお母さん、お兄さんに対する証人(本人)尋問と、七生福祉園の職員男女各1名に対する証人尋問が行われました。

お母さんとお兄さんは家族として、進さんの帰省時には、進さんの安全に十分に気を配っていた様子を話されました。

七生側の反対尋問は、進さんのことはむしろ七生の職員の方がよくわかっていたのであり、家族の手厚いケアは不必要なものだった、という内容のものがほとんどでした。

七生の職員の話はおおよそ、次のとおりでした。

1 男子職員は、「進さんの障害が「中度」の知的障害に属することは知らない。進さんのIQ値も知らない。「中度」の知的障害の一般的な特徴も知らない。障害の内容・特徴については、現場で本人を現実に見たことから把握すれば足りる。進さんの場合には、「きまりを守らせる」「他の利用者との関係に注意する」ということ以外は、生活全般にわたり自分でできるので、援助はいらなかった。自己決定を尊重していた。」「眼球上転発作が起きても危険はなかった。眼球上転の状態であっても、自己決定に任せていた。眼球上転の原因はレボトミン副作用であると認識していた。レボトミンの副作用の内容については知らない。アーテン服薬の目的も知らない。副作用の発生を想定することもとくになかった。進さんのレボトミン服用が平成14年から増量された理由も知らない。平成14年度の個別援助計画における心理担当の懸念(進さんの様子に関する)については特に顧慮しなかった。」そして、「事故当日のことは、一人の利用者を除き、利用者からの聞き取りをしていない。」とのことでした。

要するに、「今まで事故が無かったから心配していなかった」、「いままで起きなかったから、事故は想定できなかつた」ということのようにです。

進さんの知的障害に関する基礎的な知識、服用している薬に関する基礎的な知識、入浴時や眼球上転時に当然想定される危険などに対する認識があまりに希薄で、正直に言って、これはお金をもらってやる仕事の内容ではない、と思いました。

2 当日1階で援助していた女子職員は、「進さんの眼球上転の原因については知らない。事故当日に進さんが入浴した時間も知らない。女子職員だけの勤務体制のときは、単独入浴できない人はシャワーを浴びるなどする。事故当日の2階における進さんその他利用者に関する把握状況はわからない。当日の利用者入浴に関する記録は残っている。事故現場で進さんの肩にあった火傷のあとは見えていない。警察や医師に説明したのは専ら他の女子職員である。本件については、利用者からの聞き取りをしていない。本件の原因についてはわからない。」とのことでした。

「知らない、わからないだらけで、そんなことでいいのか」、「事故が起きた後の認識として、あまりにも無責任ではないか」、「そもそも、何のために証人として来ているのか」というのが正直な感想です。特に、事故当日のことに、利用者からの聞き取りをしていないことに関しては、率直に言って、不思議でした。

今回は、実際に最初に浴槽で倒れていた進さんを発見した職員の証人尋問を行うことになりました。
(大石弁護士による報告より引用)

第7回公判 2004年7月22日

当日、午前10時から園職員木村澄江氏に対する証人尋問がありました。
木村証人に対して、事故当日の職員動き、当日の利用者の入浴状況、進氏を発見した状況、進氏の従来の入浴体制、眼球上転時の状況等についての質問を行いました。

木村証人の答えは、質問の内容に答えるまでにいろいろとあまり関係ないことまでしゃべっていたのでまどろっこしかったです。また、そのために、時間が足りなくなったとも思います。

次回期日までに、これまでの証人尋問の結果を踏まえた主張を行うことになりました。また、こちらからは、医師及び福祉施設関係者の意見書等による立証を準備することが必要となります。
(黒寄弁護士による報告より引用)

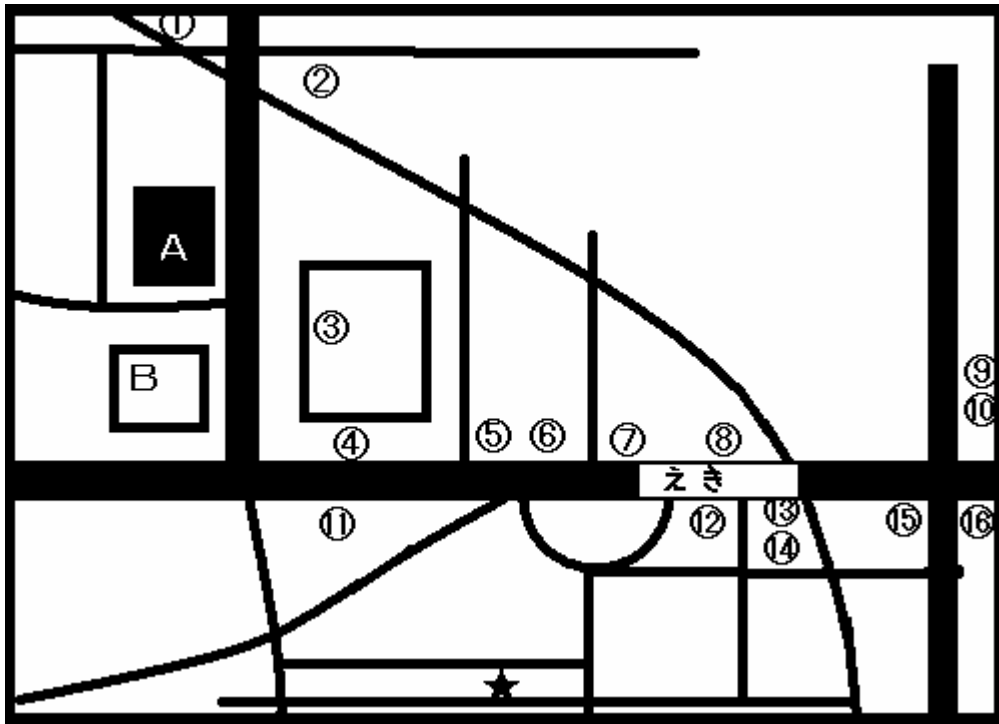
第8回公判 2004年9月16日

裁判もいよいよ大詰めです。
原告の方からは、意見書、準備書面4、準備書面5、福祉施設関係者の意見書などが提出され、被告都事業団、AIU保険会社の方からも書面が提出されました。
その中で、9月24日(金)に和解法廷、11月18日(木)に判決の言い渡しが行われることがまりました。

果たして、どのような和解勧告が出されるのかはわかりませんが、一貫して事件の過失を回避していた責任を最後まで追及すること、二度とこのようないたましい事件が起きないようにすることを追及していきたいと思います。

訴状、準備書面等は、「七生福祉園溺死事件を明らかにする会」ホームページ
<http://www.eft.gr.jp/nanaojiken-kai/> をご覧下さい。

しゅうへん
ライティホール(大阪府立中央図書館) 周辺ショップリスト



A ライティホール(大阪府立中央図書館) B 東大阪市役所

コンビニ「サンクス」 コンビニ「ファミリーマート」

おおがた
大型スーパー「カルフル」(レストラン、フードコーナーあり)

いなか
「田舎そば」 コンビニ「ディリーヤマザキ」 ラーメン「かくや姫」

せんもんでん
カレー専門店 コンビニ「ampm」 あらもとしょくどう
「荒本食堂」

コンビニ「ローソン」 めんざんまい
「富久」 「ガスト」 コンビニ「ローソン」

スーパー「マイヨール」 「ザ・めしや」 「ふくちあんラーメン」

ほか
他にも、弁当屋さんなどがあります。

おまけ はっしんきちザ ハート(ピープルファーストジャパン設立準備委員会事務局)

しまつて
9月19日はシャッターが閉まっています。